

浦安市防犯カメラの管理及び運用に関する規則の
一部改正(案)について

～市民の皆様のご意見をお寄せください～

意見募集期間

令和8年3月23日(月)～4月21日(火)

浦安市市民経済部 市民安全課

意見募集概要

1. 件名

浦安市防犯カメラの管理及び運用に関する規則の一部改正（案）について

2. 概要

市が設置する防犯カメラについて、災害時のほか、市民等の生命、身体若しくは財産に重大な危害が及ぶことを避けるために緊急の必要があると認めるときにも、記録画像の使用が出来るようするとともに、その管理体制を定めるため、規則改正を行います。

このことについて、概要をお知らせするとともに行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、意見公募を行います。

これは、行政手続条例に基づく意見公募手続です。

3. 資料

・新旧対照表

4. 担当課

浦安市市民経済部市民安全課

5. 募集期間

令和8年3月23日(月曜日)～同年4月21日(火曜日)

6. 資料の閲覧

市ホームページ、情報公開室（市役所 10 階）、市民安全課（市役所 3 階）、各駅前行政サービスセンター、中央図書館、各分館でご覧になれます。

7. 提出方法

令和8年4月21日（消印有効）までに、以下の方法により提出。

直接提出 書面にまとめたものを市民安全課へ

郵便

ハガキまたは封書で、〒279-8501 浦安市猫実一丁目1番1号

浦安市役所市民経済部市民安全課へ

FAX・Eメール

タイトルを「浦安市防犯カメラの管理及び運用に関する規則の一部改正（案）について」とし、FAX 047-351-8600、

メール shiminanzen@city.urayasu.lg.jpへ

匿名の意見は受け付けませんので、必ず氏名と住所（団体の場合は、団体の所在地・名称・代表者氏名）を記入してください。

また、提出された意見などに個別の回答は行いません。検討を終えたときは、意見などの内容と意見に対する市の考えをホームページなどで公表します